

## 規制・制度改革要望の詳細一覧

※表中での表示

茶色: 制度改革アクションプラン

＝平成23年11月1日開催 第4回エネルギー・環境会議 第3回電力需給に関する検討会合  
「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

緑色: グリーンイノベーションWG

＝平成23年7月21日 規制・制度改革に関する分科会 第二次報告書

赤色: 新規項目

## 発電分野

※表中での表示

茶色: 制度改革アクションプラン

＝平成23年11月1日開催 第4回エネルギー・環境会議 第3回電力需給に関する検討会合  
「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

赤色: 新規項目

# 規制・制度改革検討項目への要望(発電分野) 1/8

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>1.PPS等の発電所建設の促進(アセス緩和等)</p> <p>(新規)</p>	<p>・「東電(東北電)の供給区域内に従来から存在する同社の発電所の敷地内で行われる事業」で「東日本大震災の発生の日から3年程度以内に発電設備の供用を開始する予定の事業として、同日から1年以内に東電(東北電)の定める復旧計画に定められる事業」については、環境影響評価法第52条第2項によりアセス適用除外の対象とされた。</p> <p>(平成23年4月4日付 経産省・環境省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定規模以上の発電所建設の場合(火力の場合11.25万kW以上)、環境影響評価法にもとづく環境アセスメントに3年以上を要することから、発電所建設の計画から稼働までのリードタイム長期化(計画から最短で7~8年)を招き、発電事業の不確実性・リスク増大の要因となっている。</li> <li>○ 環境アセスメントを一律的に適用するのではなく、<u>条件(Nox排出濃度等)によっては手続きを簡略化(期間の短縮化)するなど、環境への影響を配慮しつつも柔軟な運用ができるような措置を要望する。</u></li> <li>○ また震災を踏まえた供給力確保手段のリスクヘッジの観点から、小中規模電源の分散設置も推進されると認識しているが、自治体によっては条例により環境影響評価法より厳しい容量基準を設定しているケースがある(横浜市・大阪市・神戸市:2万kW以上、名古屋市・福岡市:5万kW以上など)</li> <li>○ 従って、<u>小中規模発電所の建設についても環境負荷に応じた自治体条例の緩和を要望する。</u></li> <li>○ また、震災後、供給力不足に対する措置として東電・東北電のみが発電所建設時の環境アセスメントを免除されているが、エリア内の供給力確保については他事業者が建設しても効果は同様であるため、<u>一般電気事業者以外の電源に対しても環境アセスメントの緩和措置の適用を要望する。</u></li> <li>○ さらに、競争政策や一般電気事業者以外の事業者による電源建設促進の観点から、送配電網と発電所の建設を一体的に行ってきたことから、発電所建設に有利な条件が整っていると想定される<u>一般電気事業者の発電所敷地内へのPPS等の電源建設を可能とする制度上の措置(コロケーションルールの整備)</u>を要望する。</li> </ul>	<p>スライド-13</p>

# 規制・制度改革検討項目への要望(発電分野) 2/8

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>2. 卸電力市場の整備・活性化</p> <p>(制度改革アクションプランNo.28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災直後に東京電力管内で、日本卸電力取引所の取引が中止になったことを踏まえ、取引の実施及び中止について、取引所におけるルールを明確化する。</li> <li>● 事故時等における代替供給力の確保をより円滑化する観点から、時間前市場取引(第2場等)における連系線分断を原則として撤廃する方向で見直しを行う。</li> <li>● 卸電力取引所における自家発電等による市場への応札を増加させるインセンティブとする観点から、卸電力取引所のスポット取引におけるブロック商品について、費用対効果も踏まえつつ、導入を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸電力市場の活性化は、新規参入者の電源調達機会拡大の観点から近年の電気事業制度改革の主要テーマとなってきたが、小売販売電力量に対する取引所取引の比率は、設立後6年を経過した平成22年度実績で市場全体のわずか0.6%程度である。</li> <li>○ 歴史的経緯として、一般電気事業者が国内電源の太宗を確保した状態のままで部分自由化が導入されたため、一般電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用するインセンティブが低い(競争相手であるPPSに供給力確保の機会を与えることになるため)ことが主要因と考えられる。</li> <li>○ また、卸電力取引所における取引量が低いことから、信頼性のある価格指標が形成されず、新規発電所建設の促進にもつながっていない。</li> <li>○ これらの問題から、左記のような対応も直近の措置としては必要なものの、卸電力市場・電力小売市場の活性化、および取引所における電力売買の適切な価格指標の形成・発信による新規電源建設の促進に向けては、抜本的な制度改革が必要である。</li> <li>○ 具体的には、市場シェアの太宗を占める一般電気事業者に対して、<u>卸電力取引所での一定規模(自社の供給力の2-3割以上)の電源の拠出(玉出し)・調達を義務化する措置や、一定の値幅の範囲内で取引所での売り価格と買い価格の入札を同時に義務付ける措置(マーケットメイク義務化および市場メニューの設計)</u>を要望する。</li> </ul>	<p>スライド-14</p>

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>3.日本卸電力取引所におけるゼロヒモ付けルールの廃止</p> <p>(制度改革アクションプランNo.12)</p>	<p>・自家発電等の卸電力市場への参入を促進するための手続負担の緩和の観点から、日本卸電気取引所の取引を行う際に、トラブル等で電源の変更を行う際、予備電源としてあらかじめ特定した電源以外の活用を禁止するルール(ゼロヒモ付けルール)を廃止するなどの負担緩和措置を講じる。</p>	<p>○ゼロ紐付ルールについては、発電事業者の電源トラブル対応の容易化の観点からJEPXにて検討を実施しているところであるが、発電事業者がより積極的に電力供給事業に参画しやすくする観点から、系統利用ルールに踏み込んだ見直しが必要である。</p> <p>○具体的には、<u>電源の紐付けルールを廃止し</u>、発電地点と販売先(事業者)管理ではなく、一般電気事業者が自社電源等の運用に適用しているものと同様に、<u>発電エリア単位での管理のみとする</u>といったような系統利用ルールの見直し(下図参照)を要望する。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="text-align: center;"> <p>〇〇発電所</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●●PPS ▲▲PPS</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">不足電力に対する求償リスク</p> <p style="text-align: center;">代替電源がないと、発電不調時の求償リスクが懸念される</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>〇〇発電所</p> </div> <p style="text-align: center;">発電バランスグループにおいて、代替電源に振り替える場合も、30分コマ毎に煩雑な電源振替(再紐付け)が必要</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>〇〇発電所</p> </div> <p style="text-align: center;">発電グループを群管理すれば、求償リスクや電源振替手続きを緩和できる (販売先毎の電力量は事後仕分け)</p> </div>	

# 規制・制度改革検討項目への要望(発電分野) 4/8

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>4.卸電力取引所 の中立化・法定 化</p> <p>(制度改革アクションプランNo.27)</p>	<p>●一般電気事業者以外の多様な主体による電気事業への参入を促し電力供給体制をより柔軟化するため、卸電力取引所の法定化等の改革を行う。あわせて、卸取引所の活用の抜本的拡大を図るための制度的枠組みについても検討する。</p>	<p>○現在の日本卸電力取引所は「私設・任意」の団体と位置付けられており、市場参加者(取引会員)である一般電気事業者・特定規模電気事業者・発電事業者により運営されている。</p> <p>○しかしながら、当該利害関係者による卸電力取引所の運営は、ルール通りの運用面では適切に行われるものの、ルールの大幅な見直しや中長期プランの策定等に関しては、電気事業制度の改正が先行しない限り困難な状況に見受けられる。</p> <p>○従って、活性化に向けた運用ルールの柔軟な見直し等が円滑に行われるために、利害関係者が直接的に関与しない組織・運営形態への見直しを要望する。</p> <p>○また、一般電気事業者が国内の電源の太宗を保有する現況下において、取引所取引の活性化に必要な行動が十分とられていない事業者に対する業務改善命令を発出するなど、<u>一定権限を持って機動力ある行動がとれるよう法定化を要望する。</u></p> <p>○併せて、所轄庁(経産省)等においても、制度改正の趣旨に沿った形で取引所活用が行われていることを定期的にチェックする仕組みを構築することを要望する。</p>	<p>スライド-14</p>

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>5. 卸・IPPの発電余力の活用</p> <p>(制度改革アクションプランNo.24; 重点番号9番)</p>	<p>●卸電気事業者及び卸供給事業者(IPP等)について、設備利用率を向上させて取引所への玉出し等を行うことで、(1)卸・IPPは追加的な利益を獲得し、(2)卸・IPPと契約する電力会社は、卸供給契約における固定費部分の実質的な引き下げを受け(利益の一部配分を受ける)、(3)買い手側電力会社は、火力代替電源の焚き増しによるコスト増加を抑制することが可能。このため、IPPの余剰電力の活用が可能となるルールを整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月に経産省より「卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについて」という指針が公表されたが、実質的に余力が活用されているかどうかの確認、および実施状況を踏まえた一層の改善措置を要望する。</li> <li>○ 特に、左記(2)項の「利益の一部配当」の考え方が、当事者間の覚書等の締結において、利益の証明方法など、煩雑な手続きが必要となり、実質的に余力活用が進まない懸念がある。</li> <li>○ 従って、当事者間の協議が余力活用契約締結の遅延要因とならないよう、<u>「利益の一部配分」に関しては、当事者間の事後交渉を原則とするなど、早期の実現に向けて実効的なルール整備を要望する。</u></li> </ul>	<p>スライド-14</p>
<p>6. 新規電源設置におけるIPP入札の実施</p> <p>(制度改革アクションプランNo.21)</p>	<p>●電力コスト上昇を抑制する観点から、一般電気事業者が新規電源を設置する場合には、入札により自社電源とIPPのうちコストの安い電源を導入することを原則とし、その結果について一般電気事業者に報告を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成12年度に導入された一般電気事業者に対するIPP入札制度(火力全面入札制度)は卸電力取引市場の整備により、その必要性が薄れたとの整理から制度が廃止されている。</li> <li>○ 震災後の需給状況を踏まえるとIPP入札の復活は、競争原理の活用により一般電気事業者の発電コスト上昇を抑制する効果が期待される一方、事業規模が相対的に小さなPPSは同様の手段で電源を調達することは事実上不可能である。</li> <li>○ 従って、IPP入札制度の導入の実施にあたっては、実施に先立って共同調達希望者の公募を実施し、<u>PPS等が一般電気事業者との共同調達に参画できるような制度上の措置を要望する</u>(例：一般電気事業者が80万kW必要な際に、20万kWをPPS等が費用負担すると応じれば100万kWでIPPの調達公募を実施することで、一般電気事業者以外の新規供給力拡大が可能)。</li> <li>○ あわせて、発電市場を活性化させ小売での競争を促進するため、<u>IPPがPPSや卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを認めるよう、ガイドライン化を要望する</u></li> <li>○ また、発電事業者やPPS等の予見可能性を高めるため、一般電気事業者に対して、電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールの公表を義務化することも要望する。</li> </ul>	<p>スライド-15</p>

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>7.自治体等公営の発電事業における入札義務化</p> <p>(新規)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体等が運営する主な発電所としては、清掃工場における廃棄物発電(ゴミ発電)が全国に約304か所・約170万kW、公営電気事業者が運営する水力発電が284か所・約240万kW(容量はいずれも総発電規模)あり、これらの電源は再生可能エネルギー電源のなかでも安定した稼働をし、かつCO2を排出しない発電所である。</li> <li>○しかし、これらの発電所のうち公開入札等によってPPS等への購入機会が与えられているのは、清掃工場の場合で半分以下、公営水力にいたっては実績はほとんどなく、それらの太宗は一般電気事業者との随意契約となっている。</li> <li>○電力市場の自由化の進展により、一般電気事業者のみならずPPSや卸取引市場等も売電先として存在している以上、地方自治法の規定によれば、競争入札によって売電先を決めることが原則と考えられる。</li> <li>○特に公営水力については、電力自由化がスタートする以前に発行された(よってPPSの存在が規定されていない)地方公営企業法逐条解説(*)および通達を根拠に卸供給事業者の届出を行っているケースがほとんどであり、卸供給事業は一般電気事業者のみに一定期間(5年~10年以上)電気を卸売する事業であるため、PPSがアクセスする機会が与えられていない状況である。</li> <li>○従って、こうした地方公共団体の随意契約による売電慣行の実態を是正するため、自治体等に対して売電入札を義務化するなどの制度的な措置をとるとともに、自治体が入札しない場合は説明責任を負う措置をとることを要望する。</li> </ul> <p>(*)地方公営企業法逐条解説(改定第9版)「(地方公共団体が経営する電気事業とは)電気事業法第2条第1項第7号の電気事業(一般電気事業・卸電気事業及び特定電気事業をいう。)及び第9号の卸供給(電力会社に対するその一般電気事業の用に供するために行う一定規模以上の電気の供給)をいう。」</p>	<p>スライド-15</p>

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>8.国策的電源の利用のあり方</p> <p>(新規)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大型水力発電や原子力発電は、電力自由化以前から、いわゆる国策民営によって建設が促進されてきた歴史的経緯があり、建設促進にあたっては税金が投入されてきた。</li> <li>○ これらの国策的な電源による電力は、24h稼働を前提としたベース電源であり、かつCO2を排出しない特性を持つため、電源ポートフォリオの構成上価値の高い電源である。</li> <li>○ しかし、これらの政策電源の電力については、建設・運用を一般電気事業者が実施していることから、PPSに利用する権利は与えられていない。</li> <li>○ 一方で、PPSのお客様に対して、託送スキームの活用を通じて、これらの国策的電源の開発や維持に係る費用(*)を負担する形態となっており、PPSのお客様は、負担のみ強いられ、実質的な便益を享受できていないのが実態である。</li> <li>○ 従って、PPSのお客様であっても、お客様の要望に応じてその便益が還元できるよう、PPSに対して相当の利用権を与えることができるように、一般電気事業者に対して、当該発電設備からの卸電力メニューを適正な価格(原価ベース)で提供・供給することについて制度的な措置を要望する。</li> </ul> <p>(*)託送料金に含まれる①電源開発促進税②原子力バックエンド費用(過去分)を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①電源開発促進税： 電源開発促進勘定の大半は、原子力発電の推進・維持のための費用</li> <li>②原子力バックエンド費用： 使用済み核燃料の処理に係る費用(1999年度までの過去分)であるが、平成16年6月の制度・検討措置小委の報告書では、「PPSの需要家からも徴収するのであれば、PPSの需要家もPPSを通じて原子力の電気を購入できるしくみを整備すべき」との意見に対して、「中長期的な課題」として扱いが整理されたもの。</li> </ul>	<p>スライド-16</p>

# 規制・制度改革検討項目への要望(発電分野) 8/8

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>9. 常時バックアップ・部分供給のあり方見直し</p> <p>(制度改革アクションプランNo.25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常時バックアップについては、PPSが卸電力取引所のスポットとの裁定取引が可能な制度設計となっており、望ましい市場形態とはいええない。他方で、新規参入者にとってはベース電源の確保が困難であることから、常時バックアップの料金体系をベース系(基本料金を上げ、従量料金を下げる)とする方向で見直し、小売分野におけるミドル・ピーク電源での競争を促す。</li> <li>●または、現状、禁止はされていないものの広がっていない部分供給について、需要家が望む場合には電力会社が応じることを求め(ガイドライン化)、ベース部分を電力会社が供給し、ミドル・ピークでの競争を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常時バックアップは、供給力の確保が困難なPPSの事業環境下において、その価格水準から利用用途は限定されるものの、卸電源代替として最低限必要な措置であると認識している。</li> <li>○特に原子力・大型水力を保有・活用できないPPSにとって、慢性的なベース電源不足に対する措置として、また実質的に実現していない部分供給の代替手段として重要な役割を担っている。</li> <li>○しかしながら、一般電気事業者は常時バックアップをPPS制度創設に伴う過渡的な措置として位置付けているためPPSとの間で解釈の相違が生じており、実際はPPSの要望通りの容量が契約できない等、利用上の制約がある。</li> <li>○スポット取引との裁定取引が問題視されているが、利用ルールにおいて改善余地があると考え。常時バックアップの料金体系をベースとする方向で見直しを行うにあたっては、PPSが産業用需要に供給できていない実態を踏まえて、産業用に供給可能となる価格水準とすることについてガイドライン化を要望する。</li> <li>○部分供給のガイドライン化に関しては、ミドル・ピークでの競争を促すため、電力会社にベース部分の供給を求めることに加え、お客様の要望に応じて、ベース電源が主体となる夜間時間帯(ex.20時～8時)を電力会社が供給する形態も選択可能とすることを要望する。</li> <li>○なお、常時バックアップおよび部分供給に適用する価格体系については、全電源平均と小売料金標準メニューとの整合性とどまらず、業務用・産業用別の小売り料金メニューとの整合性など、第三者による検証が可能な仕組みとすることも併せて要望する。</li> </ul>	<p>スライド-16</p>

## 送配電分野

※表中での表示

茶色: 制度改革アクションプラン

＝平成23年11月1日開催 第4回エネルギー・環境会議 第3回電力需給に関する検討会合  
「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

緑色: グリーンイノベーションWG

＝平成23年7月21日 規制・制度改革に関する分科会 第二次報告書

赤色: 新規項目

# 規制・制度改革検討項目への要望(送配電分野) 1/3

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>10. 同時同量制度の見直し</p> <p>(新規)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PPSの市場シェアが2%程度(自由化市場で3.5%程度)である状況下において、一般電気事業者のエリアごとに、PPS各社が独立して30分単位かつ±3%の変動範囲内で、各社毎の実需要と供給(発電量)の同時同量運用を行うことが、必ずしも系統全体の安定化に必要な行為であるとは考えにくい(震災後、東京電力エリアでは発電事業者から可能な限り電力を調達するために同時同量制度が解除されていたが系統への悪影響は発生していない)。</li> <li>○ 従って、PPSに対して現行の同時同量制度を適用するのではなく、系統安定化策として、例えば海外で採用されている計画値同時同量運用制を採用し、系統運用部門が実施するアンシラリーサービス(発電所出力のリアルタイム変動により系統全体の需給調整を行うサービス)費用を透明化し、それらに係る費用を系統を利用している電気事業者間で応分負担とする、といったような系統利用ルールそのものを見直しを要望する。</li> </ul>	<p>スライド-17</p>
<p>11. 自家発電アンシラリーサービス料金の見直し</p> <p>(制度改革アクションプランNo.2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家発電を設置する場合に、容量ベース(kW)で各一般電気事業者が徴収するアンシラリーサービス(電力の安定のために一般電気事業者が行う周波数維持等のサービス)料金について、系統全体の調整機能の確保方策の観点も踏まえ、在り方を再検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、アンシラリーサービス費用の透明性を高めるために、アンシラリーサービスに利用する電源を調達するアンシラリー市場を創設し、系統運用部門はその市場を介して調達した電源により当該サービスを提供することを要望する。</li> </ul>	
<p>12. インバランス料金の引下げ</p> <p>(制度改革アクションプランNo.3 重点番号3番)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夜間等、取引所価格が相対的に低い時間帯においてPPSの託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を大幅に引き下げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面の過渡的な措置として、同時同量ルールに基づくインバランス料金水準が大幅に引き下げられることは望ましいことであるが、<u>中期的には前述のように同時同量制度そのもの見直しや、アンシラリーサービス費用の透明化により、インバランス料金の一層の適正化(結果としての低廉化)を図ることを要望する。</u></li> </ul>	<p>スライド-18</p>

# 規制・制度改革検討項目への要望(送配電分野) 2/3

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
<p>13. 託送料金の引き下げ・透明化</p> <p>(新規)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状の小売り料金に占める託送料金の割合は、15～25%と諸外国に比べ高水準（米イリノイ州と比べて金額で約7倍・販売価格に占める比率も3-4倍(*)）である。今後の送配電ネットワークの設備形成（設備・工事）においては、<u>系統運用部門に国際調達手続き（RFC:意見募集、RFI:提案募集）を義務化することにより、構築費用の低減を図る措置を要望する。</u></li> <li>(*) 2004.4.1コモンウェルス・エジソン社の料金表より</li> <li>○ また、お客様が負担する託送料金に対する納得感を高めるため、需要種別毎の料金内訳の詳細開示など、一層の透明化施策を要望する。</li> <li>○ さらに、競争促進のための当面の措置として、例えば送配電ネットワーク設備に足して電気通信分野における長期増分費用方式を採用するなど、<u>料金低廉化施策の導入についても検討を要望する。</u></li> </ul>	スライド-19
<p>14. 低圧託送料金制度の創設</p> <p>(グリーンイノベーションWG No.28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気事業分科会等において、既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者の低圧託送による相対契約等が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、当該対応の早期実施を促し、併せてその旨を国民に広く周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低圧の需要家においてもPPSへの太陽光発電の売電ニーズが多数あること等を踏まえると、<u>低圧託送が相対契約等で対応が可能となるようにルールの整備を行い、その旨を周知することを要望する。</u></li> <li>○ 特に、低圧の需要家が太陽光発電の電気を売電する場合、その電気をPPSが買い取ることを要望しても、同時同量制度があるため、通常の売電用のメータよりも設置コストが高いインターバルメータ（一定時間ごとの電力消費量を計測するメータ）を設置する必要があることから、PPSへ売電する障壁となっている。</li> <li>○ 従って、今後普及を進めるスマートメータにおいては、売電先によって設置に要するコストが変わらない対応ができる機能を追加できるような仕様とすることを要望する。</li> <li>○ また、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行うことを望む声も複数あることから、これらに対応できる低圧託送の検討も必要である。</li> </ul>	